

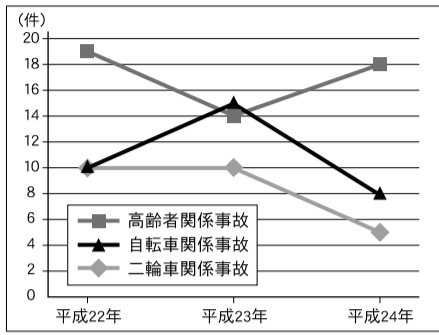
5月は 自転車 マナーアップ強化月間

1~31日

【問い合わせ】庶務課防災防犯係 ☎(83) 1221

「自転車も のれば車の なかまいり」

《松田町の対象別交通事故件数》



町では、平成24年の二輪車・自転車関連事故は減少しましたが、高齢者関連の事故は増えています(左表)。皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故のない明るい地域社会を目指しましょう。

5月は1日から31日まで、関東の9都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が協力して自転車マナーアップ強化月間としています。

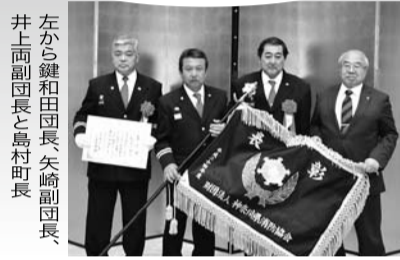


交差点などでの自転車運転に気を付けて(④は高齢者交通安全教室、⑦夏の交通安全運動=いずれも昨年7月)

＜自転車安全利用5則＞

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ☆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ☆夜間はライトを点灯
 - ☆交差点での信号遵守と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

県消防協会協会長表彰を受章



松田町消防団は3月28日(木)、横浜市西区の県青少年センターホールで、財団法人神奈川県消防協会会長表彰「表彰旗」を受章しました。この表彰は、財団法人神奈川県消防協会表彰規程に基づき表彰されるもので、平成24年度に県内で受章した団体は松田町

おめでとう! 松田町消防団

消防団のみです。同消防団は、日常から訓練や点検を実施しており、日頃の活動が認められたものです。「これからも町民の皆さまが安全安心に暮らせるよう、精進してまいります」と鍵和田儀一団長は語っていました。



春の全国交通安全運動に合わせて島村町長や松田警察署長(左から)、松田町交通指導隊が町を回ってキャンペーン。松田小でも声かけ運動を実施しました=4月5日、松田小

＜県道路交通法施行細則＞

県では、県道路交通法施行細則を定め、道路交通法に定めのない次の事項などを禁止しています。

- 携帯電話などの使用の禁止
自転車運転中の携帯電話などの使用は、注意力を欠いたり、ハンドル・ブレーキ操作などの安定性を損なうおそれがあるため禁止されています。
- イヤホンなどの使用の禁止
自動車・自転車など運転中のイヤホンなどの使用は、注意力を欠いたり、周りの音や声が聞こえず、安全運転に支障をきたすおそれがあるため禁止されています。

木造住宅

の「耐震改修工事」にも補助

町では既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強い安全なまちづくりを目指しています。平成25年度より耐震診断の補助制度を見直すとともに、新たに耐震改修工事への補助を開始します。なお、補助を受けるには事前に申請が必要です。
※補助対象は木造住宅のみとなります

【耐震改修工事】



今年度から新たに開始される補助制度です。ぜひ、ご利用ください。

○補助対象

- ①町民自ら所有し居住する木造住宅
※プレハブ工法や枠組み壁工法のものとは除く
- ②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、2世帯住宅または店舗併用住宅
- ③2階建て以下の住宅
- ④耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの

町耐震診断補助制度を利用しなくても、上記①～③を満たす住宅において、耐震診断の補助対象と同等の診断を実施し、④と同じ診断結果が得られていることが書面で確認できれば補助の対象となります。

○補助金額

耐震改修工事に要した経費の2分の1 (上限50万円)

診断の補助も見直し

【耐震診断】

○補助対象

- ①住宅への一般診断または精密診断の費用
- ②耐震改修の補助対象の条件①～③を満たす住宅

○補助金額

耐震診断に要した経費の3分の2 (上限7万円)

○これまでの制度からの主な変更点

- 〈補助対象〉
主として簡易診断→一般診断・精密診断のみ
- 〈補助金額の上限〉
3万円→7万円

【申請受け付け開始】

6月3日(月)から

受け付け開始前でも事前相談や問い合わせなどを受け付けます。制度の活用をお考えの方は建設課までお問い合わせください。

【問い合わせ】建設課計画管理係 ☎(84) 1 3 3 2